

令和3年度

木造住宅の耐震診断費(精密診断)

助成のご案内



習志野市

【お知らせ】

提出書類の各様式は、市のホームページ

（トップページ→申請書 電子申請→申請書ダウンロード→（都市整備関係）建築指導関係の申請→木造住宅「耐震診断費助成」関係）よりダウンロードできます。

平成22年4月より、市では地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が現在お住まいの木造住宅について、耐震診断（精密診断）を実施する場合に、診断費の一部を助成する制度を実施しています。是非ご活用ください。

なお、耐震診断の契約に先立ち、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

対象となる木造住宅

木造住宅で次のすべてに該当するもの

- ア 市内に建築されていること。
- イ 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木材であること。
- ウ 在来軸組構法又は枠組壁工法（2×4工法）により建築されたものであること。（特殊な認定工法等は除く）
- エ 昭和56年5月31日以前に建築または着工された建築物であること。
- オ 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- カ 地上階数が2以下であること。

対象者

上記の木造住宅を所有し、かつ居住している方で、次の全てに該当する者が対象となります。

- ア 本市の住民基本台帳に記載されている者
- イ 過去に耐震診断補助金の交付を受けていない者。（共有者も対象）

耐震診断の内容

木造住宅耐震診断士が「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に記載された精密診断法により、地震に対する木造住宅の安全性を診断します。

（※）木造住宅耐震診断士

助成の対象となる耐震診断は、習志野市に登録した木造住宅耐震診断士が実施するものに限り、原則として、市民の皆様が「習志野市木造住宅耐震診断士名簿」より木造住宅耐震診断士を選定します。この名簿は市のホームページ又は市役所建築指導課の窓口でご覧いただけます。

助成の額

耐震診断に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2（1,000円未満の端数は切り捨て）。ただし、80,000円を限度とします。

代理受領制度について

令和2年度より、診断を行った診断士が直接補助金（助成額）を受け取れるようになりました。制度を利用する場合には、実績報告書（第2号様式）の5の欄に代理とする補助金の額を記入し、交付請求書の提出時に委任状（第4号様式）を添付してください。

受付期間

令和3年5月24日（月）～令和4年1月21日（金）
（助成棟数 10棟（予定））

受付方法

建築指導課窓口にて、先着順となります。
必要書類が揃っていない場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

受付時必要書類

1. 習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書
（「住民票」については市役所内部で確認するため、書類は不要です。）
2. 委任状（ご自身で申請書類を持参し共有者がいない場合、提出は不要です。）
3. 木造住宅に係る登記事項証明書（建物の全部事項証明書）
4. 耐震診断の実施に関する見積書の写し
5. その他

手続きの流れ

別紙「手続きの流れ」をご覧ください。

この制度の内容は、市のホームページ
（トップページ→市政情報→まちづくり→建築→建築物の耐震化促進に関すること→木造住宅の耐震化の補助等のご案内→令和2年度木造住宅「耐震診断費（精密診断）助成」のご案内）をご覧ください。

問合せ先

習志野市都市環境部建築指導課

電 話 047-453-9231 (直通)

FAX 047-453-7384